

第10号議案

中野区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成31年2月26日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬の額を改める必要がある。

中野区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例

中野区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償
に関する条例（昭和31年中野区条例第14号）の一部を次のように
改正する。

別表教育委員会の項中「292,000円」を「293,000円」
に改め、同表選挙管理委員会の項中「280,000円」を「281,
000円」に、「253,000円」を「254,000円」に改め、
同表監査委員の項中「136,000円」を「137,000円」に、
「280,000円」を「281,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。